



平成29年1月10日

各 位

東京都中央区八重洲二丁目3番1号  
ソフトブレーション株式会社  
代表取締役社長 豊田 浩文  
(コード番号 4779 東証第一部)  
問合せ先 取締役 管理本部長 木下 鉄平  
TEL (03) 6880-2600(代表)

### 本年1月5日付の株式会社スカラの発表に関する当社の見解等について

平成29年1月5日付にて株式会社スカラ（以下「スカラ社」といいます）よりなされた「ソフトブレーション株式会社に対する配当についての株主提案に関するお知らせ」との開示（以下「スカラ社開示」といいます）につきまして、同月6日付の当社の「昨日の株式会社スカラの発表について」においてお知らせしておりましたように、以下において当社の見解等を述べさせていただきます。

#### 1. 配当についての株主提案権の行使に関する書面について

本年1月6日午後、スカラ社より、本年1月5日付の配当についての株主提案権の行使（以下「スカラ社株主提案」といいます）に関する書面を受領致しました。当該書面につきましては、平成28年12月27日付にて同社より受領した役員選任についての株主提案権の行使に関する書面と同様、手続面、内容等を確認のうえ、しかるべく対応させていただきます。

#### 2. スカラ社株主提案に関するスカラ社の主張に対する当社の見解等について

スカラ社株主提案に関する書面およびスカラ社開示における提案の理由、配当について株主提案権の行使を追加するに至った理由および経緯等には、スカラ社の誤った推測に基づく記述、曲解に基づく一方的な批判、誤解を招きかねない内容等が多く含まれておりますことから、その是正等を行わせて頂くとともに、当社の見解等を述べさせていただきます。

##### (1) 配当に関する当社の考えについて

もちろんのことではございますが、当社は株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識しております。平成18年12月期以降無配を継続してきたことにつきましては、誠に遺憾であり、株主の皆様には改めてお詫び申し上げます。

当社は、平成17年12月期に株主様に配当を行った後、リーマンショック等もあり、3期連続で大幅な赤字決算となり無配とさせて頂くこととなりました。その後、現体制のもとで、創業時からのコア事業であります「eセールスマネージャー関連事業」の強化、新規事業たる「フィールドマーケティング事業」の確立、コストの削減等に取り組み、黒字化は致しましたものの、残念ながら、平成24年12月期まで利益剰余金の欠損の解消に至らず、無配を余儀なくされました。

かかる決算の黒字化、利益剰余金の欠損の解消という最低限の状況を脱した後におきましては、安定した継続的な利益を生み出す事業基盤を確立することが株主様に対する利益還元につながるとの信念のもとに、環境変化



が激しい IT 業界において、国内外の強力な競合会社等との競争等に備えながら新たな事業を含む種々の事業の検討、確立、展開等を推し進め当社および当社グループの事業基盤を確立するために、内部留保の充実を図らせて頂きました。

おかげさまで、業績は堅調・好調に推移し、平成 28 年 10 月 26 日に公表させて頂いた平成 28 年 12 月期の業績予想（連結）では、売上高 74 億 8000 万円、営業利益 8 億 2000 万円、経常利益 8 億 2000 万円、親会社株主に帰属する当期純利益 4 億 9500 万円を見込むに至っております（平成 28 年 12 月期の決算につきましては、本年 1 月下旬に発表予定であります）。これもひとえに、株主様をはじめとする関係各位のご理解、ご支援の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

かかる当社および当社グループの状況を踏まえ、当社は、平成 28 年 12 月期において、上述の事業基盤の確立や新規事業の展開等のための内部留保の充実、更なる資金の確保等とともに、株主様に対する配当その他の利益還元を同期における最重要課題と位置付け、当社および当社グループの最終的な業績等を勘案しつつ、継続して検討を行って参った次第であります。

なお、平成 28 年 12 月 26 日付の当社の「株式会社スカラ（旧株式会社フュージョンパートナー）との業務提携等に関する協議の打ち切りに関するお知らせ」（以下「当社 12 月 26 日付開示」といいます）にてお知らせ致しましたとおり、スカラ社との協業等はこれまで行われなかったことから、上記当社および当社グループの業績には、当然のことながらスカラ社との協業等による成果は含まれておりません。

## (2) スカラ社株主提案およびスカラ社開示におけるスカラ社の当社の配当に関するご意見等について

スカラ社は、平成 28 年 12 月 26 日に行われました同社経営陣と当社経営陣との面談（以下「本件面談」といいます）の内容およびその前後における一連の開示を理由としてスカラ社株主提案を行ったと述べておられるものと拝察しております。

この点、まず、当社がスカラ社との間において信頼関係を構築できなかったこと等につきましては、当社 12 月 26 日付開示にてお知らせしたとおりであります。そのような中でも、スカラ社からの申し入れに応じ、真摯に対応させて頂いた面談の内容を一方的に開示すること自体、極めて遺憾であり、当社が信頼関係を構築できなかったスカラ社の社風を端的に現すものであります。

なお、スカラ社は、当該面談の内容につき縷々述べられておりますが、これらは当社として発表したものではないことを、再度述べさせていただきます（以下、同様であります）。

次に、スカラ社は、スカラ社開示において、以下のように述べられております。

- (i) 本件面談を行った際に、前触れもなくソフトブレンより剰余金の配当に係る議案をソフトブレンの第 25 期定時株主総会（以下「次期定時総会」といいます）に上程することを検討している旨を聞いた。
- (ii) 本件面談において、ソフトブレンより、次期定時総会において、以下の議案を上程することを検討しているとの相談を受けた。
  - ① 「配当の件」
  - ② 「取締役報酬総額の増額の件」
  - ③ 「譲渡制限付き株式報酬の件」
- (iii) 上記①乃至③の議案の真意は、ソフトブレン現経営陣が自らへの分配を多くするために、②「取締役報酬総額の増額の件」と③「譲渡制限付き株式報酬の件」を実行することを主目的として、①「配当の件」として 1 株あたり 3 円～5 円の配当を追加して提案してきたものと推測している。このことは、株主への還元というよりも、あくまでもソフトブレンの取締役への分配を強化するため、大株主であるスカラ社の了解を得るための提案に過ぎないのではないかと推測しており、スカラ社としては、ソフトブレン現



経営陣は、著しく株主を軽視していると考えている。

(iv) それでも、スカラ社としては、役員選任についてのスカラ社の株主提案をソフトブレインが受け入れるのであれば、その後共同してソフトブレインの企業価値向上に邁進することができると考えていたが、ソフトブレイン現経営陣がスカラ社の提案による役員選任議案について何らの配慮も無く反対したことから、スカラ社としては、ソフトブレイン現経営陣による経営判断を尊重する必要はなくなったものと判断し、平成28年12月期末における剰余金の配当の実施を提案するに至った。

この点、スカラ社は、「前触れもなく」、当社が同社に次期定時総会の議案につき相談したと述べておりますが、当社としては本年1月にスカラ社に次期定時総会の議案につき相談に伺うことを予定していたところ、同社より本件面談の申し入れがあったことから、前倒しにて本件面談において、資料等を準備のうえ、次期定時総会の議案につき相談等を行ったものであります。

また、スカラ社は、上記①乃至③の議案につき、当社現経営陣が自らへの分配を多くするために、②「取締役報酬総額の増額の件」と③「譲渡制限付株式報酬の件」を実行することを主目的として、①「配当の件」として1株あたり3円～5円の配当を追加して提案してきたものと推測していると述べておりますが、全く根拠のない邪推であります。当社が平成28年12月期において株主様に対する配当その他の利益還元を同期における最重要課題と位置付け当社および当社グループの最終的な業績等を勘案しつつ継続して検討を行ってきたことは上記(1)にて述べたとおりであります。

また、上記②および③の点について、スカラ社は、本件面談においては、取締役の員数が増えることにより取締役報酬を増額することは合理的である等（現在の取締役報酬総額は、平成20年3月の当社定時株主総会にて、当時の取締役3名体制を前提に定められたものであります）、現時点において当社取締役は5名となっております）、当社の考えに賛同頂いておりました。しかるに、同社が上記のような主張を行われることについては、困惑するばかりであります。

なお、スカラ社は、上記(iv)のように述べておりますが、本件面談の時点において、スカラ社は、当社取締役会の過半数を占めることとなる取締役6名の選任を求める株主提案を行うことを明言されておりましたところ、当社は、当社取締役会の過半数を占める取締役選任の提案を行うことは、両社の独立性を保つとしていた両社間の合意に反するものであり（例えば、スカラ社の平成28年7月14日付の開示等をご参照ください）、受け入れられない旨を、本件面談において明確に述べさせて頂いております（当社が受け入れられない旨を述べた理由は上記のとおりであり、スカラ社が述べるような「何らの配慮もなく反対した」ものではありません）。

かかる経緯等より、当社が本件面談の翌日にスカラ社の役員選任についての株主提案に反対したことをスカラ社が剰余金の配当に関する株主提案の理由とすること等のスカラ社による上記(iv)の主張が事実と反することは明らかであります。

上記の事実、加えて、本件面談が行われた後に、スカラ社より当社に対し、配当については来期（平成29年12月期）以降検討して頂きたい、取締役報酬総額の増額および譲渡制限付株式報酬の件についてはスカラ社の株主提案（役員選任の提案）に当社が賛同することを条件として基本的に了承したいとの表明があったにもかかわらず上記のような主張を行われる事実等の、自社の一方的かつ強引な要求が受け入れられないと途端に両社の独立性を保つとした合意を反故にするスカラ社の手法が、信頼関係の構築を困難にさせる同社の社風を示すことも明らかであります。

なお、上記②および③の点に関連する取締役報酬に関する当社の考え方は、以下の(4)において述べます。

(3) 1株当たり当期純利益の約50%を配当の水準とすることについて



上記(1)にて述べましたように、当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識しており、現状の当社および当社グループの堅調・好調な業績を踏まえつつ、安定した配当を行うことができるよう努めて参りたいと考えております。他方、同じく上記(1)にても述べましたように、そのためにも（株主様に対する利益還元のためにも）、安定した継続的な利益を生み出す事業基盤の確立や新規事業の展開等が必要であるとも考えており、中長期的な事業方針等も勘案しつつ、内部留保の充実、資金の確保等が必要であると考えており、これらの均衡を図ることが必要であると考えております。

この点、スカラ社は、同社において1株当たり当期純利益の約50%を目安に配当を実施してきたので、次期定時総会を経て同社の取締役が当社取締役会の過半数を占めるに至った場合には、当社においても同様の方針をとり、平成29年12月期以降も1株あたり当期純利益の約50%を目安とした配当を毎年継続していくつもりである旨を表明されておられます。

しかし、当社および当社グループの事業内容、経営環境、業務内容、取引状況、財務内容、収益性等を詳細に把握、検討されることなく、また、中長期の事業の方針、計画等も何ら検討されていない状況において、自社がそうであるからという理由のみで、平成28年12月期のみならず、今後1株あたり当期純利益の約50%を目安とした配当を毎年継続していくつもりであることを表明されることには、果たして誠実な対応であるといえるのか、強い違和感を覚えるところであります。

また、スカラ社は、スカラ社開示において、「ソフトブレイン現経営陣は、著しく株主を軽視している」、「ソフトブレイン現経営陣による経営判断をこれ以上尊重する必要はなくなった」、「株主軽視を続けてきたソフトブレイン現経営陣とは明確に異なるという自負がございます」と当社現経営陣を一方的に非難し、その経営判断を尊重する必要はないとしたうえで、上述のように、次期定時総会を経て同社の取締役が当社取締役会の過半数を占めるに至った場合には、当社において平成29年12月期以降も1株あたり当期純利益の約50%を目安とした配当を毎年継続していくつもりであることを表明されていますが、スカラ社の経営陣のみによって、どのように当社および当社グループにつき安定的、持続的、発展的な事業運営を行い、安定した継続的な利益を得るかについては、何ら示されておらず、甚だ疑問であると言わざるを得ないところであります。

なお、スカラ社は、同社において毎年1株あたり当期純利益の約50%を目安とした配当を行っているとして述べ、平成28年6月期、平成29年6月期については、それぞれNon-GAAP（GAAP（Generally Accepted Accounting Principles（一般に公正妥当と認められた会計原則））とは異なるという趣旨）ベースでの数値を示していますが、平成28年8月15日付の同社決算短信においては、平成28年6月期の配当性向は24.7%、平成29年6月期の配当性向（予想）は10.3%と開示されております。

#### (4) 取締役報酬に関する当社の考えについて

上述したように、スカラ社は、当社現経営陣が自らへの分配を多くするために、「取締役報酬総額の増額の件」と「譲渡制限付株式報酬の件」を実行することを主目的として、「配当の件」として1株あたり3円～5円の配当を追加して提案してきたものと推測していると述べていますが、以下にて述べますように、かかるスカラ社の推測は、全く根拠のない邪推であります。

当社は、他社に先駆けて取締役報酬の決定手続、決定方針等の透明化、開示に努めてきたことを自負しており、平成17年12月期の定時株主総会以後、取締役報酬の決定手続、決定方針等を詳細に開示しております。

また、当社においては、取締役の経営責任を明確にし、さらにはインセンティブを付与するとの観点等より、取締役（社外取締役を除く）の報酬について業績連動報酬制度を取り入れるとともに、業績連動報酬の20%を役員持株会に拠出する制度をとっております。



そして、基本報酬、業績連動報酬、役員持株会に対する抛出の割合は、当社株主総会の決議において定められた総額を上限として配分されており、スカラ社が述べるような、「通常の役員報酬以外に、追加で利益の一部を業績連動報酬として支払っている」ものではありません。

かかる取締役報酬制度は、平成27年6月に施行されたコーポレートガバナンス・コードにおいても遵守を要求されているものであります（補充原則4-2①「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」等）。

なお、上記コーポレートガバナンス・コードにおける方針を踏まえ、平成28年4月に経済産業省から役員向けの新たな株式報酬として特定譲渡制限付株式の導入の手引きが公表されましたが、当該譲渡制限付株式報酬は、当社がこれまでにとっておりました上記役員持株会制度に代わりうるものと考えております。なお、当社におきましては、同様の観点から、既に、自社株を使った従業員向けの報酬制度たる ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を導入しております。

また、現在の取締役報酬総額は、平成20年3月の当社定時株主総会にて、当時の取締役3名体制を前提に定められたものでありますが、現時点において当社取締役は5名となっておりますことを申し添えさせていただきます。

### 3. 今後について

繰り返すとなりますが、スカラ社が、スカラ社開示の「(3) 配当についての株主提案権の行使を追加するに至った理由および経緯」等において、次期定時総会における議題、議案等に関連して種々述べておられる内容につきましては、当社として発表したものではありません。

これらの点につきましては、しかるべき時期に適切に開示させていただきます。

以 上